

千歳川水系水質保全連絡会議規約

(名称)

第1条 本会議の名称は、千歳川水系水質保全連絡会議（以下、「連絡会議」という。）とする。

(目的)

第2条 連絡会議は、千歳川が地域住民の生活環境及び事業活動に密接な関係があることにかんがみ、千歳川水系主要河川並びに千歳川（以下、「千歳川」という。）の水質保全にかかる施策等に必要情報、知識、資料等の交換及び活用を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会議は、前条の目的を实行するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 千歳川の定期水質検査
- (2) 千歳川の取水、排水施設等にかかる事業場の調査及び必要な視察
- (3) 水質測定に係る講習、研修会の実施
- (4) その他必要な事業

(組織)

第4条 連絡会議は、千歳市、恵庭市、江別市、北広島市、南幌町、長沼町および関係機関（以下「構成団体」という。）をもって組織し、構成団体の公害担当職員をもって構成する。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 連絡会議の幹事長・副幹事長は、互選により選出する。

- 2 幹事長は、連絡会議を代表し会務を総理する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 幹事長及び副幹事長の任期は、各年度4月から3月までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第8条 連絡会議の事務局は、幹事長の所属する構成団体内に置く。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議が協議して別に定める。

附則

この規約は、平成49年2月20日から施行する。

附則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和52年3月8日から施行する。

附則

この規約は、平成9年5月15日から施行し、平成8年9月1日から適用する。